

和泉個審答申第 4 号  
平成 20 年 10 月 9 日

和泉市長 井坂 善行 様

和泉市個人情報保護審査会  
会長 松田 聰子

### 個人情報の部分開示決定に対する不服申立てについて（答申）

平成 20 年 7 月 23 日付け諮問第 1 号で諮問のありました個人情報の部分開示決定に対する不服申立てについて、次のとおり答申します。

#### 1 審査会の結論

実施機関（和泉市長）が非開示とした情報のうち、不服申立てにより開示を求められた情報（住民票等交付申請書及び戸籍関係証明書請求書の請求者の住所及び氏名）は、開示すべきである。

#### 2 不服申立ての内容

不服申立人は、自分の戸籍謄本及び住民票の写し（以下「戸籍謄本等」という。）が知らないうちに誰かに取得されているのではないかと思い、和泉市長に対して和泉市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 20 条第 1 項の規定に基づき、「戸籍の請求用紙、住民票の請求用紙」について、自己に関する個人情報開示請求を行ったところ、実施機関は、条例第 21 条第 2 号及び第 7 号に基づき、「窓口に来られた方の住所、氏名、生年月日、免許証の写し及び印影」について非開示とする部分開示決定を行った。

これに対して不服申立人は、本件処分により非開示とされた情報のうち「住民票等交付申請書及び戸籍関係証明書請求書の請求者の住所及び氏名」について開示を求める不服申立てを行ったものである。

#### 3 不服申立人の主張の概略

不服申立人の主張を総合すると、概ね次のとおりである。

- （1）実施機関は、裁判所で使用するという取得目的であるから正当な手続により第三者に戸籍謄本等を交付したと主張しているが、実際には裁判は起こされていない。自分の知らない第三者が自分の情報を取得していることは許せ

ない。

- ( 2 ) 第三者が何のために自分の戸籍謄本等を取得したのか不安であり、自分には誰が自分の情報を取得したのかを知る権利がある。第三者の住所及び氏名の開示を求める。

#### 4 実施機関の主張の概略

実施機関の主張を総合すると、概ね次のとおりである。

- ( 1 ) 第三者への戸籍謄本等の交付は、戸籍法第 10 条の 2 及び住民基本台帳法第 12 条の 3 の規定に基づき、交付請求者からの請求に対し、交付するに相当する理由があるとして交付したものである。
- ( 2 ) 戸籍謄本等を取得した第三者の住所及び氏名は、開示請求をした者以外の個人情報であって、当該個人の正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められるため、条例第 21 条第 2 号に基づき開示しないことが適当と判断した。
- ( 3 ) 第三者による戸籍謄本等の請求（以下「第三者請求」という。）は、戸籍法及び住民基本台帳法において制度上正当に認められているものであり、開示請求があれば交付請求者の個人情報が開示されるということになると、間接的に第三者請求することに対して萎縮効果が生じ、法の運用に問題が生じる。
- ( 4 ) 一般的に市へ請求手続を行った個人が、その情報を市が他人に開示しないことを期待するのは自然なことである。
- ( 5 ) 戸籍法及び住民基本台帳法に基づき、第三者が戸籍謄本等を取得することは、制度上正当に認められている権利であり、本人が誰に取得されたかを知る権利よりも正当な権利利益として保護すべきである。

#### 5 審査会の判断

本審査会は、本件個人情報開示請求において実施機関が特定した文書の提出を受け、当該文書の見分を行い審議した結果、以下のように判断する。

- ( 1 ) 本件の争点について

( ア ) 条例第 21 条第 2 号は、個人情報開示請求があった場合に開示しないことができるものとして、「開示請求をした者以外の個人に関する情報が含まれている個人情報であって、開示することにより、当該個人の正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められるもの」と規定している。

そこで実施機関は、戸籍謄本等を請求・取得した第三者の住所及び氏名は、同条同号が定める「開示請求をした者以外の個人に関する情報」であって、かつ、「開示することにより、当該個人の正当な権利利益を侵害するおそれ」があると認められるため、開示しないことが適当と判断したものである。

一方、不服申立人は、戸籍謄本等の個人情報の主体であり、自分の個人情報

を誰が取得したかを当然に知る権利があると主張している。これは、言いかえ  
ると、「個人情報の取得、利用、提供等に関し本人が関与する権利」等と一般に  
説明される自己情報コントロール権に基づいて、自己情報の開示請求は、第三  
者の個人情報の開示も含むとするものである。

したがって、本件において争点となるのは、戸籍謄本等を請求・取得した第  
三者の住所及び氏名を開示することが、条例第21条第2号の「当該個人の正  
当な権利利益（以下「第三者の正当な権利利益」という。）」を侵害するかであ  
るが、その判断に際して、「第三者の正当な権利利益」の具体的な内容と、不服  
申立人が主張する自己情報コントロール権をどのように斟酌するかが問題と  
なる。しかし、もとよりこの問題は、一般的普遍的に結論付けられるものでは  
なく、個別具体的に判断する必要があるので、以下、判断を加えていく。

（イ）なお、実施機関によれば、戸籍法及び住民基本台帳法の改正（平成19  
年）に際して、交付請求書の内容を本人に開示すべきか議論になったものの、  
結局、開示すべき義務規定が設けられなかったことから、従来どおり、本人に  
は開示しないという対応をしているのであり、したがって、第三者の個人情報  
を非開示と判断したのは、そのような法の制定趣旨に照らして当然であると解  
される。

確かに、開示すべき義務規定が設けられなかったのは事実であるが、その事  
実をもって、開示しないことが当然に正当化されると解すべきか問題である。  
むしろ、戸籍法等の改正に際して、自己情報コントロール権を保障する観点か  
ら交付制度のあり方が検討されたことからすれば、第三者の個人情報を開示す  
るか否かの判断は、個人情報保護条例の解釈のなかで、個々の事案の事情を勘  
案しながら個別具体的に判断すべきとの結論を妨げるものではないというべ  
きである。

## （2）条例第21条第2号該当性について

戸籍謄本等を請求・取得した第三者の住所及び氏名を開示することが、条例  
に定める「第三者の正当な権利利益」を侵害するかについて、実施機関は、第一  
に、本件第三者の住所及び氏名すなわち本件第三者の個人情報は、当該第三者  
からみれば「他人に知られることを望まず、市が情報を開示しないことを期待  
することは自然なこと」であるから、開示は本件第三者の「正当な権利利益」  
を侵害するおそれがあること、第二に、第三者の個人情報が開示されること  
によって、間接的であるが、今後の交付請求に萎縮効果が生じて、戸籍法等の運  
用に支障が生じることをあげている。

第一の点について、本審査会は次のように考える。すなわち、本件は、裁判  
手続の準備を理由に戸籍謄本等を請求・取得した事案であり、不服申立人にお

いては、当該第三者が誰かを知りたいと望むことには十分な理由があると認められる。他方、裁判手続を準備している第三者においては、裁判手続によるかどうかを問わず不服申立人に対して何らかの請求行為を行えば、その住所及び氏名が不服申立人に知られることは当然に認識していると思われるから、本件第三者の個人情報が開示されたとしても、本件第三者の事前に「他人に知られることを望まない」という権利利益の侵害の程度は大きいとは言えない。したがって、本件第三者の権利利益が、不服申立人の自己情報コントロール権を具体化した開示請求権を超える利益として尊重すべき正当性があるとまでは認められず、本件個人情報不服申立人に対して開示されることを本件第三者は受忍すべきものと判断する。

第二の点、すなわち、交付請求者の個人情報本人が開示されるということになれば、第三者請求することに対して間接的に萎縮効果が生じ、法の運用に問題が生じるとの実施機関の主張について、次のように判断する。そもそも戸籍謄本等の個人情報はみだりに第三者に開示してはならないのであって、そうであるからこそ、法は、正当な理由がある場合に限り第三者請求を認めている。したがって、法が、真に必要な者の請求を認めている以上、本件第三者の個人情報を開示することが、法の趣旨を損なうような萎縮効果をもたらすとの根拠を見出すことはできないし、また、実施機関においてもその点の具体的立証を行っていない。

### (3) 結論

以上の点から、本件において、第三者の情報を開示されない権利利益が、不服申立人の誰に自分の情報を取得されたかを知る権利（自己情報コントロール権）に優先する特段の理由を見いだすことはできず、したがって、条例第21条第2号に規定する「正当な権利利益を侵害するおそれ」があるとは認められないと判断し、前記1の審査会の結論のとおり答申する。

なお、既に述べたように、本答申は本事案について第三者請求が行われた経過や背景も含め個別に判断したものであり、本審査会として戸籍謄本等の第三者請求がなされ、本人から交付請求書の開示請求を受けた場合すべてに開示すべきとの見解に至ったものではないことを申し添える。

(参考) 審査会の処理経過等

日 付	内 容
平成20年6月19日	個人情報開示等請求書の受理(実施機関(市民課))
平成20年6月24日	個人情報部分開示等決定通知書の送付(実施機関)
平成20年7月2日	個人情報保護異議申立書の受理(実施機関)
平成20年7月23日	実施機関から諮問書の受理
平成20年8月6日	実施機関から弁明書の受理
平成20年9月3日	審査会招集 ・実施機関からの弁明 ・審議
平成20年10月9日	実施機関への答申